令和８年度 気象に関する警報・注意報発表時における学校の対応について

津市立榊原小学校

<table>
<tr><th></th><th>〈１〉 暴風警報・暴風雪警報・大雪警報または台風接近に伴う大雨警報・洪水警報が発表された場合
気象に関する特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表された場合</th><th>〈２〉大雨、洪水、波浪、高潮等の各警報または大雨、洪水、強風等の注意報が発表された場合</th></tr>
<tr><td>始業前</td><td>① 午前６時００分の時点で、対象となる警報が発表されている場合は、休校とします。
② 午前６時００分以降に警報が解除されても、学校は休校とします。児童を登校させないでください。
＊ 警報が解除されても、通学路が危険な場合、危険が予想される場合は、登校を見合わせてください。</td><td>通常どおり授業を実施します。
＊ 登下校の安全確保が困難な場合は、登校を見合わせてください。</td></tr>
<tr><td>登下校時</td><td>① 校内にいる児童を安全な場所で待機させ、以降は、在校時と同じ対応になります。
② 職員が一時待機場所や通学路の巡視を行い、登下校中の児童を帰宅させる、そのまま登校させる、安全な場所に避難誘導する等、安全確保を行います。（登校時は職員が出勤次第、校区巡視を行います。）</td><td>通常どおりの登下校とします。</td><td rowspan="2">【始業前】
【登下校時】
【在校時】
とも、各学校、地域の状況により危険が予見された場合は、その段階で校長の判断のもと保護者と連絡をとりながら、適切な措置を講じます。</td></tr>
<tr><td>在校時</td><td>（早めの登校や下校後の活動、休日の活動等で一部の児童が在校している場合も同じ対応をします。）
① 原則として授業を打ち切り、下校に向けた措置をとります。（警報発令前であっても、警報発令が間近で見込まれる場合も、安全なうちに帰宅させるということから、同様の措置を取る場合があります。）
② 児童を安全な場所で待機させ、下校に向け風雨等の状況、通学路の安全について情報を収集します。
③ 安全に帰宅することが困難である場合は、保護者と連絡をとりながら、引き続き学校において保護します。
④ 児童を下校させる場合は、保護者と連絡をとりながら、以下の手立てを参考に、行う措置を状況により判断します。
(ｱ) 通常の下校　(ｲ) 教職員の引率による集団下校
(ｳ) 保護者の出迎え・通学路途中での保護者への引渡し・地域等から協力を得た見守り等での下校
(ｴ) 保護者の出迎えまで学校で保護</td><td>通常どおり授業を継続します。</td></tr>
</table>

※「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」の解釈について

(1) 台風が低気圧に変わった後に大雨警報・洪水警報が発表された場合は、「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」に該当しません。

(2) 「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」に該当したら、「台風の勢力が弱まり、台風でなくなった」もしくは「台風が遠ざかりつつある」という場合でも、当該警報が解除されるまで、休校等の措置を継続します。

※学校からの連絡について

学校からの連絡は、マチコミメール（メール配信等）で行いますが、状況により災害伝言ダイヤル（１７１）を使用します。